

もったいない学会評議員 内規

(目的)

第 1 条 この内規は、もったいない学会に評議員制度を設けることを目的とする。

(評議員)

第 2 条 この法人に評議員 5 人以上 20 人以内を置くことができる。

- 2 評議員は理事会で選任し、会長が任命する。
- 3 評議員の任期は 2 年で再任を妨げない。
- 4 任期は 8 月から 2 年後の 7 月までである。
- 5 評議員の氏名は学会ホームページで公表する。

(評議員の役割)

第 3 条 評議員の役割は本部の活動を高める。支部の活動の中心で本部とのリンクに貢献いただく。

- 2 評議員には、積極的に評議員の肩書きを利用いただき、もったいないを広く社会に啓蒙する。

付則 本規定は平成 19 年 11 月 26 日より施行する